

## 1か月の自己負担限度額(平成30年8月診療分から)

負担割合	所得区分		外来 + 入院(世帯ごと)の限度額	
			外来(個人ごと)の限度額	
3割負担	現役並み所得3 課税所得690万円以上		25万2600円 + (10割分の医療費 - 84万2000円) × 1% (注1)多数回該当の場合14万100円	
	現役並み所得2 課税所得380万円以上		16万7400円 + (10割分の医療費 - 55万8000円) × 1% (注1)多数回該当の場合9万3000円	
	現役並み所得1 課税所得145万円以上		8万100円 + (10割分の医療費 - 26万7000円) × 1% (注1)多数回該当の場合4万4400円	
1割負担	一般		1万8000円 (年間上限14万4000円)	5万7600円 (注1)多数回該当の場合4万4400円
	住民税非課税等	区分2 (注2)	8000円	2万4600円
		区分1 (注3)		1万5000円

(注1) 多数回該当：12か月間に4回以上高額医療費に該当した場合の4回目以降の限度額となります。

ただし、1割負担の方については「外来(個人ごと)の限度額」による支給は、多数回該当の回数に含みません。

(注2) 「区分2」は、世帯全員が住民税非課税である方のうち、区分1に該当しない方。

(注3) 「区分1」は、世帯全員が住民税非課税かつ、世帯全員の年金収入が80万円以下でその他所得がない方、または、老齢福祉年金受給者。